

公布された規則のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八〇号）

- 1 佐賀県職員の退職手当に関する条例等が改正されたことに伴い、退職手当支給内申書について所要の改正を行うこととした。（様式第一号関係）
- 2 事務の効率化を図るため、退職票ほか四様式について所要の改正を行うこととした。（様式第二号、様式第四号、様式第五号、様式第一四号及び様式第一七号関係）
- 3 この規則は、平成二五年一月一日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。